

公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長 中村 匡利

記

1 入札に付する事項

件 名	履行場所	履行期間	備 考
庁舎等清掃役務	航空自衛隊高蔵寺分屯基地	契約締結日 ～令和9年3月31日	

2 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 岐阜県各務原市那加官有地無番地 航空自衛隊岐阜基地 厚生センター1階
(2) 日 時 令和8年5月13日(水) 9:00

3 適用する契約条項(航空自衛隊標準契約条項 役務契約条項及び適用契約条項並びに暴力団排除に関する特約条項(工事以外))を示す場所は航空自衛隊岐阜基地ホームページの岐阜基地会計調達情報欄

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者でないこと。
(2) 令和7、8、9年度競争参加資格(全省庁統一資格)の競争参加地域「東海・北陸」で営業品目「役務の提供等 D以上」の資格を有する者
(3) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合にはこの限りではない。

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係わる課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金

入札保証金及び契約保証金 免除

ただし、入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは入札保証金相当額(見積もる契約金額の100分の5以上)を徴収する。

7 落札方法 単価契約 予定総額決定(入札単価に予定数量を乗じた金額)

(予定価格の制限に達した金額で最低価格を入札した者を契約の相手とする。)

8 入札の無効 4の参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

9 説明会 無

10 契約(請)書作成の有無 有

11 その他

- (1) 郵便入札の場合は、入札書右上段に「郵便」又は「〒」と記入し、担当者宛に郵送すること。
ただし、入札書は 令和8年5月12日(火)17時までに到達しない場合は無効とする。
(2) 代理入札者については委任状を提出のこと。
(3) 入札参加者は入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。
(4) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数がある時、その端数金額を切り捨てるものとする。
(5) 本公告の記載事項の詳細については、業務部会計課(Tel. 058-382-1101 内線2889)担当 横山 まで。

委任状

令和8年5月13日

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長

殿

(委任者)
住 所
社 名
代 表 者

印

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

- | | |
|--------|-----------------|
| 1 件名 | 庁舎等清掃役務 |
| 2 履行期間 | 契約締結日～令和9年3月31日 |
| 3 履行場所 | 航空自衛隊高蔵寺分屯基地 |

(代理人)
住 所

氏 名

代理人使用印鑑

入札書

下記のとおり「入札及び契約心得」を承諾のうえ、入札致します。

令和8年5月13日

契約担当官
航空自衛隊第2補給処業務部
会計課長

殿

住 所
会社名
代表者名

記

履行期間	契約締結日～令和9年3月31日	履行場所			航空自衛隊高蔵寺分屯基地	
品 名（件 名）	規 格	単位	予定数量	単価	金 額	備 考
庁舎等清掃役務	仕様書のとおり	日	206			
	ー以下余白ー					
						税抜

注 1. 語句を訂正するときは2線にて抹消し訂正印（代表者名に使用した印）を捺印のこと

令和 8 年 4 月 2 4 日作成
 番号：総単－ 6
 作成者所属： 4 補高支業務課総務班

役務仕様書

- 1 役務名：庁舎等清掃役務
- 2 履行場所：航空自衛隊高蔵寺分屯基地
- 3 履行期間：契約締結日～令和 9 年 3 月 3 1 日
- 4 役務概要：庁舎内の廊下、階段、シャワー室、洗面洗濯室、男女便所、及び隊舎男女浴場の清掃を実施するものである。
- 5 役務内容：日常清掃（平日）

(1) 清掃場所は下表のとおり。

清掃場所	清掃箇所	数量	単位	備考
庁舎	廊下	226	m ²	タイルカーペット＋フロアタイル
	階段	40	m ²	タイルカーペット＋フロアタイル
	シャワー室・脱衣室	20	m ²	シャワーブース×4
	洗面洗濯室	20	m ²	洗濯×5 流し台×3 洗面台×4
	男子便所	40	m ²	1、2F 大便器×9 小便器×5
	女子便所	20	m ²	大便器×2
隊舎	男子浴場・脱衣室	79	m ²	浴槽×1 水栓シャワー×9 サウナ室
	女子浴場・脱衣室	16	m ²	浴槽×1 水栓シャワー×3

(2) 作業開始は令和 8 年 5 月 2 5 日(月)を予定とし日常清掃は平日とする。ただし基地行事等の実施により作業できない日及び年末年始は除く。

(3) 各月の清掃予定回数は次の表を基準とする。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日常清掃 (予定回数)		5	22	22	19	19	21	19	20
	1月	2月	3月	総予定回数					
	19	18	22	206					

6 一般共通事項

- (1) 本役務を実施する請負者は、本仕様書によるほか、関係法令及び建築保全業務共通仕様書に従い作業を実施する。
- (2) 役務の実施にあたっては、監督官とよく打ち合わせを行い、調整不十分による役務の遅滞などは避けなければならない。
- (3) 本仕様書に関し、疑義が生じた場合は、その内容について、監督官の所掌事項については、監督官と、その他の契約に関する事項の疑義については、監督官を通じ契約担当官と協議するものとする。

- (4) 基地内立入禁止区域及び立入制限区域並びに監督官が指示する場所及び経路以外に、許可なく立ち入ってはならない。
- (5) 本役務に使用する機械等は、着手前に監督官の承認を受けなければならない。
- (6) 本役務履行中は、人及び基地内の建物、工作物、その他に危害、損傷を与えないように必要な措置を講じ、万一危害等を与えた場合は請負者の負担により速やかに原状復旧させなければならない。
- (7) 車両運行にあたっては、関係法令及び基地内の交通規則を遵守するものとする。
- (8) 履行にあたっては、必要な安全対策を講じるとともに、関係法令を遵守しなければならない。
- (9) 体調不良者が発生した場合は、直ちに監督官に報告するものとする。

(10) 提出書類

請負者は、次表に示す書類を監督官に提出しなければならない。関係法令に基づき、次表以外に必要な書類が発生した場合についても、監督官の指示に従い提出する。

必要書類	部数	様式	備考
現場代理人等指名及び変更通知書	1	定型	着手前までに提出
現場代理人略歴書	1	定型	着手前までに提出
役務人名簿	1	定型 (任意可)	着手前までに提出
役務日程表	1	定型 (任意可)	着手前までに提出
作業実施記録簿	1	任意	
打合せ簿	1	定型 (任意可)	打合せ事項が発生した場合
役務完了通知及び役務完了検査願書	1	定型	

- (11) 完成（完了）検査を実施する。検査実施要領については、検査官及び監督官の指示によるものとする。

7 特記事項

- (1) 請負業者は、清掃作業に必要な洗剤及び用具等を用意する。
- (2) 清掃員は、日本語での命令や指示を、問題なく理解できるものとする。
- (3) 隊舎浴場内の浴槽清掃は、水曜日を基準とし浴槽水の入替に合わせて週1回実施する。
- (4) 清掃時間は、0815～1200を基準とする。
- (5) 女子浴場清掃時は、立会のもと指定した時間に実施する。
- (6) 作業終了後、監督官に完了確認を受ける。また当日の作業終了後、作業実施記録簿の確認を受ける。
- (7) 毎月最終日を基準とし検査官の確認を受けるものとする。
- (8) 廊下
- ア 真空掃除機等で吸塵する。
- イ 容易に除去できるしみについては、繊維素材に適したしみ取り剤を用いて、しみを取る。
- (9) 階段
- ア 廊下に準じて行う。
- イ 手すり、タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。

(10) シャワー室

- ア シャワー室内は、適正洗剤を用いて、ブラシ又は床磨き機等により洗浄し、水拭きする。
- イ 壁は、スポンジ等で適正洗剤を塗布して洗浄し、タオル等で拭く。
- ウ 鏡は、適正洗剤を用いて拭き、乾拭して仕上げる。
- エ 水栓等は、壁に準じて行う。
- オ 排水口は、ごみを収集し、目皿を水で洗う。
- カ 脱衣室は、真空掃除機等で吸塵し、適正洗剤を用いて、モップ又はタオルで洗剤拭き及び水拭きする。

(11) 洗面洗濯室

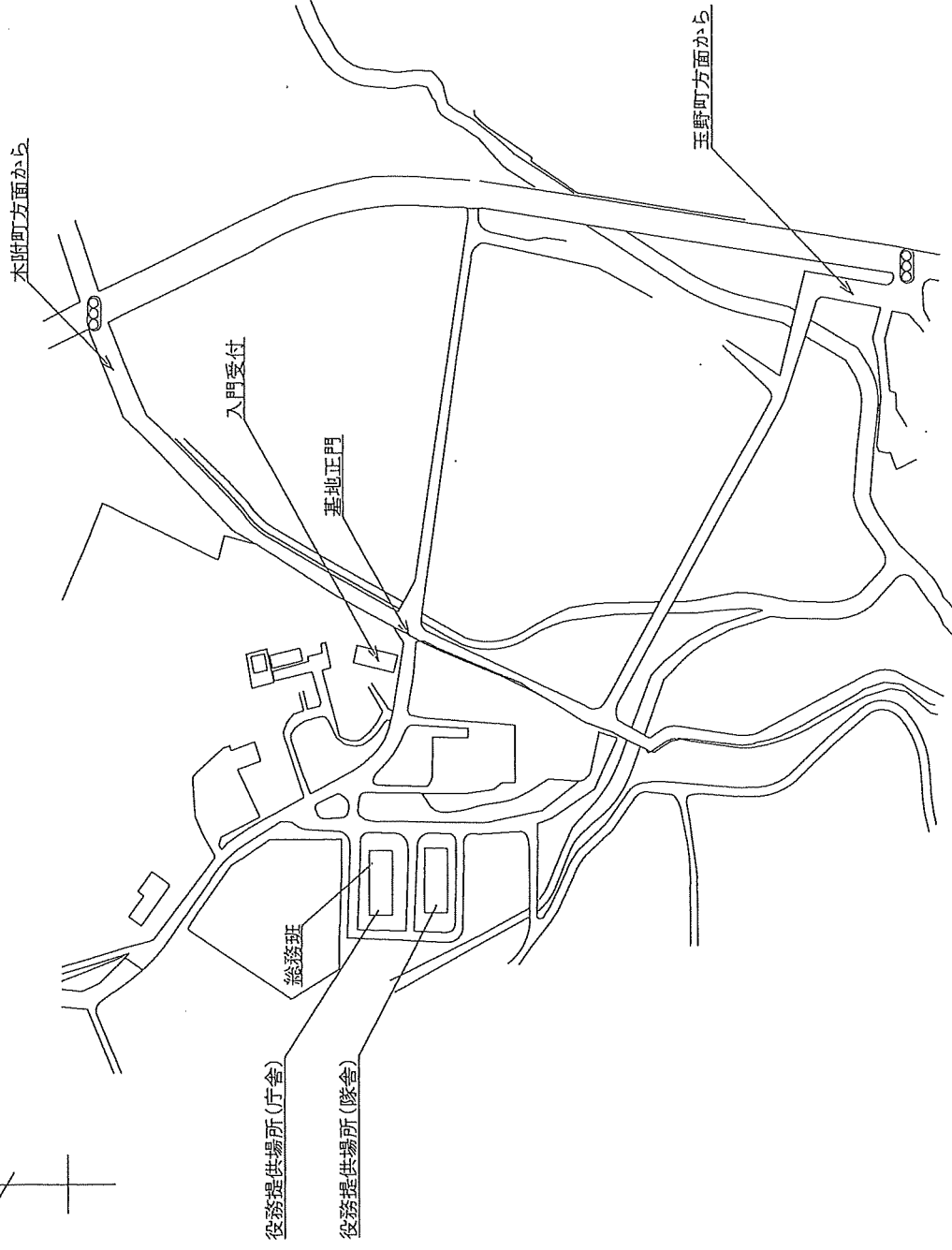
シャワー室に準じて行う。

(12) 便所洗面洗濯室

- ア 床は、真空掃除機等で吸塵し、適正洗剤を用いて、モップ等にて水拭きする。
- イ 鏡は、適正洗剤を用いて拭き、乾拭して仕上げる。
- ウ 洗面台等は、スポンジ等で適正洗剤を塗布して洗浄し、タオル等で拭く。
- エ 衛生器具は、適正洗剤用いて洗浄し拭く。
- オ 衛生消耗品は、トイレットペーパー、水石鹸等を補充する。

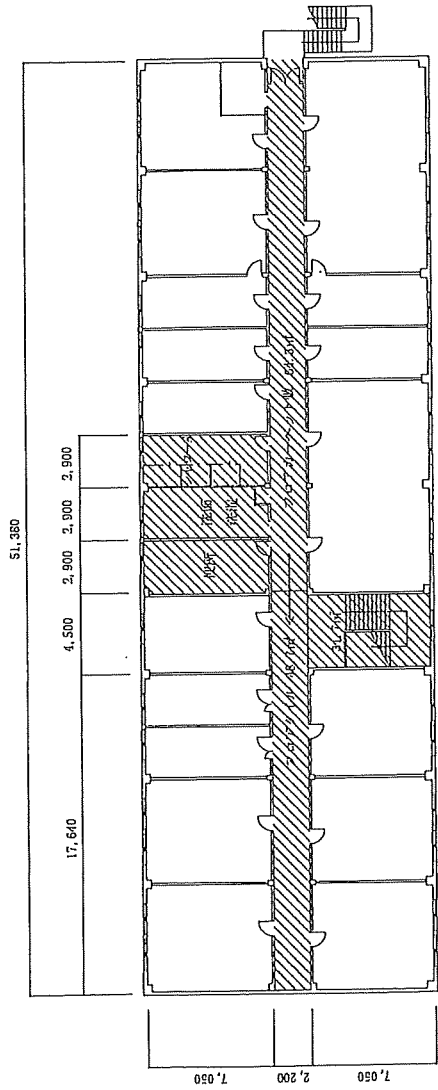
(13) 浴場

- ア 床及び浴槽内は、適正洗剤を用いて、ブラシ、スポンジ又は床磨き機により洗浄し水拭きする。
- イ 浴槽内の清掃は水の入替えに合わせて実施する。
- ウ 水栓金具、椅子、鏡等は、スポンジ等で適正洗剤を塗布して洗浄し、タオル等で拭き上げる。
- エ 排水口は、ごみを収集し、目皿を水で洗う。
- オ 足拭きマットは、乾燥又は交換する。
- カ 脱衣室は、真空掃除機等で吸塵し、適正洗剤を用いて、モップ又はタオルで洗剤拭き及び水拭きする。
- キ 脱衣箱及び脱衣かごは、タオル等で拭き整理する。



庁舎等資料業務				
件名	総図一 6		縮尺	図示
図面番号	総図班長	総図班長		担当官
名称	案内図及び配置図			
枚数	1 / 3			
作成日	令和 8 年 4 月 2 4 日			
航空自衛隊 高城分屯基地				

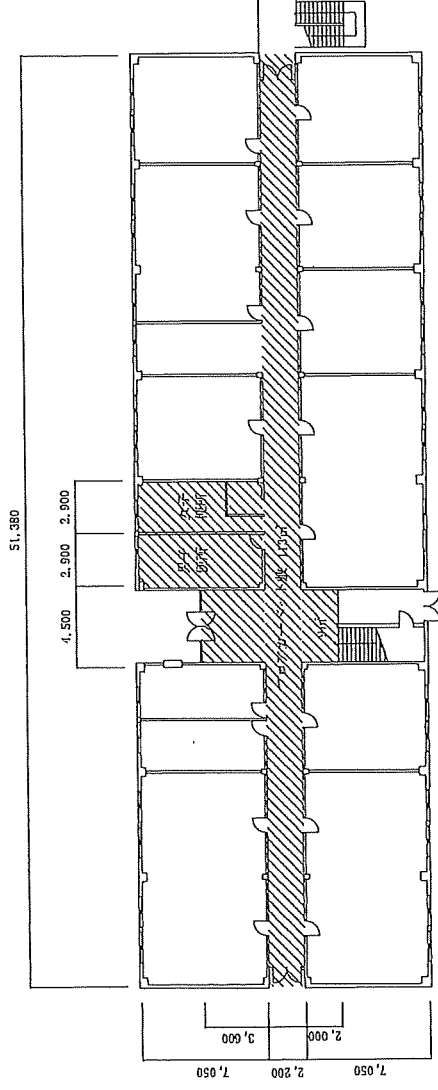
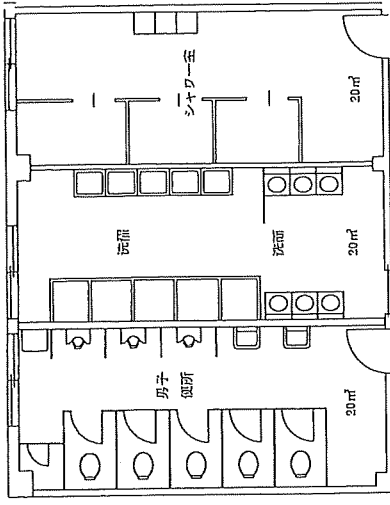
※注記：許可なく、関係者以外に仕様書及び設計図を貸し出し、複製及び閲覧させてはならない。



階段場所

庁舎 2F平面図 S=1/300

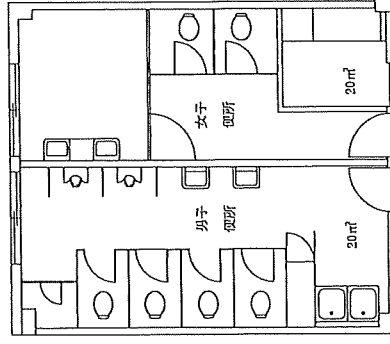
庁舎 2F詳細図 S=1/100



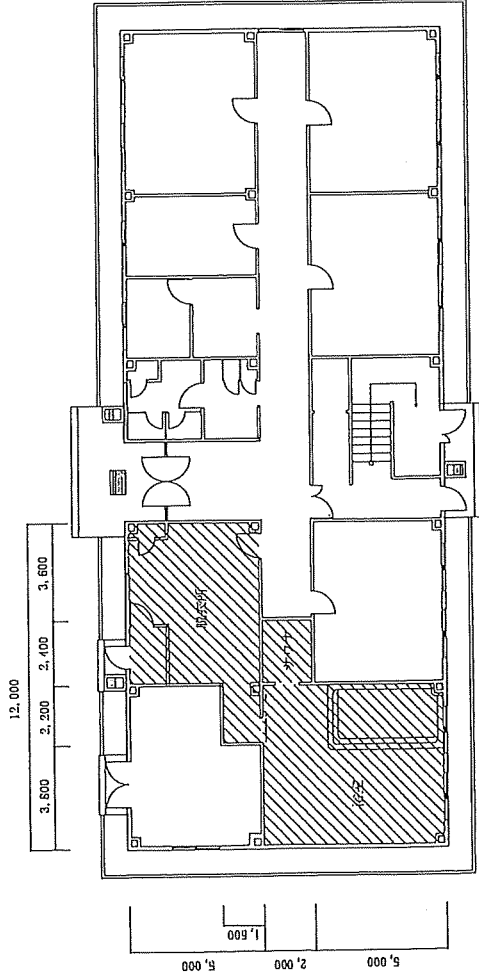
階段場所

庁舎 1F平面図 S=1/300

庁舎 1F詳細図 S=1/100

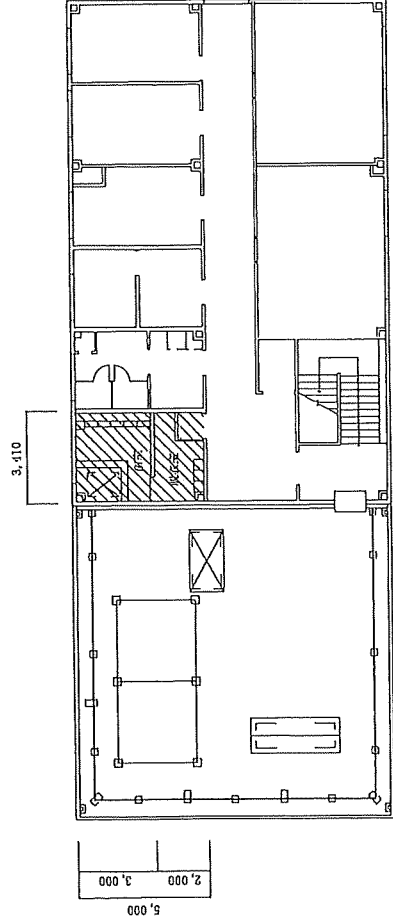


件名	庁舎等附設施設	縮尺	図示
施設番号	総則-5		
総則部	総則部		
名称	案内図及び配位図		
枚数	2/3		
作成日	令和5年4月24日		
	航空自衛隊 高蔵分屯基地		



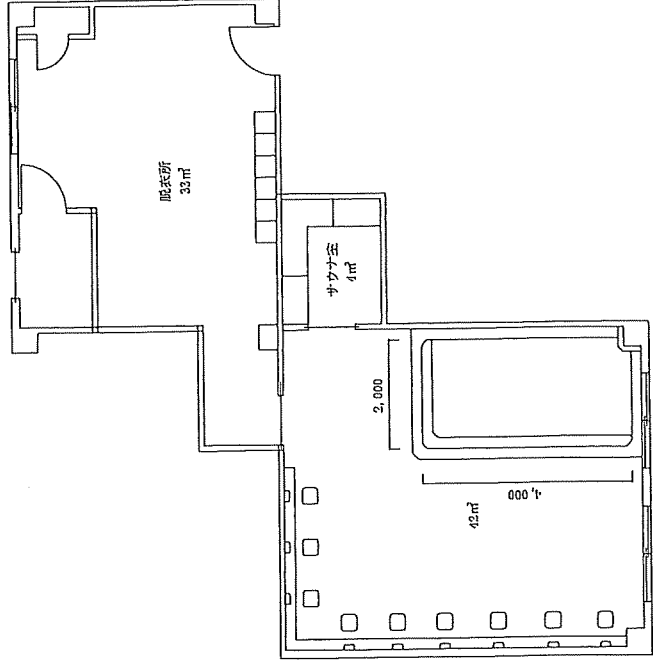
隊舎 1 F 平面図 S=1/200

階段

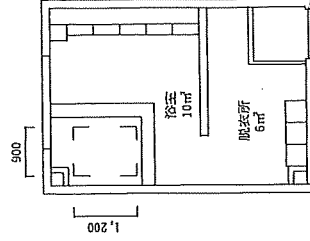


隊舎 2 F 平面図 S=1/200

階段



隊舎 1 F 詳細図 S=1/100



隊舎 2 F 詳細図 S=1/100

件名	庁舎等清掃業務		
図面番号	総集-1-6	縮尺	図示
総務課長	総務課長		担当省
総務課長			
名称	案内図及び配置図		
枚数	3/3		
作成日	令和8年4月24日		
航空自衛隊 高崎分屯基地			